

島しょ地域における生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）等実施要綱

令和2年12月2日
2 福保生地第1181号
令和4年1月14日
3 福保生地第1374号
令和6年2月21日
5 福祉生地第1154号

第1 目的

この要綱は、東京都支庁の所管区域（以下「島しょ地域」という。）における生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく自立相談支援事業等の実施に係る就労支援員、就労準備支援担当者及び家計改善支援員（以下、「就労支援員等」という。）の配置及び業務等について必要な事項を定め、自立相談支援事業等を適切かつ効果的に行うことにより、島しょ地域の生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 この要綱において、「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況及び地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のことをいう。
- 2 この要綱において、「自立相談支援事業等」とは、法に基づく以下の事業等を総称していう。
 - （1）法第3条第2項に定義する生活困窮者自立相談支援事業
 - （2）法第3条第3項に定義する生活困窮者住居確保給付金の支給
 - （3）法第3条第4項に定義する生活困窮者就労準備支援事業
 - （4）法第3条第5項に定義する生活困窮者家計改善支援事業
- 3 この要綱において、「東京都支庁」とは、大島支庁、三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁を総称していう。

また、その所管区域とは、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の計2町7村をいう。
- 4 この要綱において、「相談員等」とは、自立相談支援事業等において相談業務に従事する者及び自立相談支援事業等の運用に携わる者をいう。

第3 事業実施上の原則

- 1 本事業における支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行うこととする。
- 2 本事業における自立の支援は、東京都支庁の相談員等や地域における福祉、就労その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下「関係機関」という。）、民間団体との緊密な

連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行うこととする。

第4 実施主体

本事業の実施主体は東京都とする。ただし、事業の全部又は一部を社会福祉法人、特定非営利活動法人等法人格を有するものに委託して実施することができる。

なお、当該事業は各支庁の所管区域を超えた広域的な実施となるため、東京都支庁長委任規則（昭和44年東京都規則第32号）第1条第1項第22の4号により東京都支庁長に委任する事項に該当しないものとする。

第5 対象者

1 就労支援対象者

本事業により配置する就労支援員が支援する対象者は、島しょ地域に居住地を有する生活困窮者で、かつ生活困窮者自立支援事業等による支援を希望する者又はその他支援が必要と認められる者とする。ただし、原則として生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護を受けている者については、対象としない。

2 生活困窮者就労準備支援事業の対象者

1のうち、以下の要件に該当する者とする。

（1）次のいずれにも該当する者であること。

ア 生活困窮者就労準備支援事業の利用を申請した日（以下、「申請日」という。）の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

（2）（1）に該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者であること。

ア （1）のア又はイに該当する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ （2）のアに該当しない者であって、（1）のア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 東京都支庁が就労準備支援事業による支援が必要と認める者であること。

3 生活困窮者家計改善支援事業の対象者

本事業により配置する家計改善支援員が支援する対象者は、島しょ地域に居住地を有する生活困窮者で、かつ生活困窮者自立支援事業等による支援を希望する者又はその他支援が必要と認められる者とする。ただし、原則として生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護を受けている者については、対象としない。

第6 事業内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

1 就労支援員等の業務内容

支援対象者自身の自己実現や自立促進を図るため、以下に掲げる支援により、対象者の状況に応じ、一貫した個別的かつ多様な支援策を提供する。

なお、支援の実施にあたっては、東京都支庁の相談員等と連携を図り、支援対象者の状況に即して役割分担を調整するものとする。

(1) 就労の実現に向けた相談支援

- ア 支援対象者の現状の把握、就労意欲の喚起を含む福祉面での支援、キャリアコンサルティング、職業理解への支援等によるアセスメント
- イ 支援対象者の状態や目標に応じたプランの作成
- ウ 履歴書の作成指導、面接対策
- エ 職業紹介や求人開拓
- オ 就職後の定着支援等フォローアップ

(2) 生活困窮者住居確保給付金受給者への就労支援

- ア 受給中の求職活動としての自立相談支援機関との面談業務
- イ 受給者の求職活動の状況確認、管理及び指導、並びにそれらに係る東京都支庁の相談員等への報告
- ウ 公共職業安定所が実施する職業相談等に準ずる職業相談等

(3) 東京都支庁が実施する支援調整会議等への参加等

(4) 法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業の利用についてのあっせんや認定生活困窮者就労訓練事業所の開拓

(5) 生活困窮者就労準備支援事業の対象者への支援

- ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し
- イ 日常生活自立に関する支援（適正な生活習慣の形成を促すための助言・指導等）
- ウ 社会的自立に関する支援（基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援、地域の事業所での職場見学、ボランティア活動の実施等）
- エ 就労自立に関する支援（就労体験の機会の提供、キャリアコンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等）
- オ その他支援対象者の一般就労の準備に向けた支援

(6) その他支援対象者の就労自立に向けて必要な支援

2 家計改善支援員の業務内容

家計表やキャッシュフロー表等を活用して支援対象者とともに生活困窮者の抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成し、早期の生活再生を目指していくため、以下の取組を実施することとする。

なお、支援の実施にあたっては、地域の実情を踏まえ、各東京都支庁の相談員等と連携を図り、支援対象者の状況に即して役割分担を調整するものとする。

(1) 家計の改善に向けた相談支援

- ア 家計管理に関する支援
- イ 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ウ 債務整理に関する支援
- エ 貸付けのあっせん など

(2) 東京都支庁が実施する支援調整会議等への参加等

(3) その他支援対象者の家計改善に向けて必要な支援

3 生活困窮者就労準備支援の実施期間

対象者への支援は、1年を超えない期間とする。

なお、就労準備支援事業の利用終了後も一般就労につながらなかったケース等で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、事業の再利用（就労準備支援事業の支援プログラムの再作成）が可能である。

4 就労支援員等の配置

就労支援員等として3名以上（このうち、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー若しくはこれらに類する資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を1名以上、かつ、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、社会福祉士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーもしくはこれらに類する資格を有する者と同等に業務を行うことが可能であると認められる者を1名以上）配置し、前項に掲げる支援を実施するものとする。

なお、就労支援員等として配置された者は、厚生労働省及び東京都の実施する自立相談支援事業従事者の養成研修を修了することとする。

第7 個人情報の取扱い

本事業により配置された就労支援員等は、支援対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。特に、利用者の個人情報を入手する場合には、支援等のために関係機関や民間団体等連携先へ個人情報の提供があり得る旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者とは十分相談の上、情報を取り扱うものとする。

第8 その他

本要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、令和2年12月2日から施行する。

附 則

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。